

長野県司法書士会調停センター 手続の進め方

取扱範囲：司法書士法第3条第1項第7号の範囲内の紛争

① 利用申込相談の申込受付 [手続実施規程10条2項]

② 事務長による利用申込相談員の選任 [手続実施規程11条1項]

③ 利用申込相談員によるADR法14条に基づく説明 [手続実施規程12条]

④ 調停手続の利用の申込受付 (本センター事務所・利用申込相談員の事務所等)
・調停申込書・添付書類の提出 [手続実施規程14条]
・申込手数料の納付 [費用規程5条1項]

⑤ 事務長による受理・不受理の決定 [手続実施規程15条1項、2項]

⑥ 【受理】
・事務長から受理通知書を交付 [手続実施規程15条4項]
・事務長による調停管理者の選任 [手続実施規程16条]
*原則として、利用申込相談員を選任

【不受理】
・事務長から不受理通知書を交付 [手続実施規程15条4項]
・既納費用の返還 [費用規程5条2項ただし書き]

⑦ 調停管理者による相手方への通知 [手続実施規程17条1項]

⑧ 調停管理者による相手方へのADR法14条に基づく説明 [手続実施規程17条2項]

⑨ 調停管理者による相手方の応諾・不応諾の確認 [手続実施規程18条]

⑩ 【応諾】
・電話・FAXその他適宜の方法で調停管理者に通知 [手続実施規程18条1項]

【不応諾】
・拒否の旨を調停管理者に通知又は諾否意思不表明 ⇒事務長による終了決定 [手続実施規程18条3項]

調停管理者を通じ、終了決定書を申込人に交付 [手続実施規程]

⑪ センター長による手続実施者の選任〔手続実施規程 19 条 1 項〕

⑫ 調停管理者による第 1 回期日日程調整及び通知〔手続実施規程 24 条〕

⑬ 第 1 回期日

- ・ 調停管理者又は手続実施者による利用契約書の説明及び利用契約書への調印〔手続実施規程 25 条 2 項、3 項〕
- ・ 期日手数料の納付〔費用規程 6 条〕
- ・ 続行となる場合は、手続実施者又は調停管理者が次回調停期日の日程を調整〔手続実施規程 24 条 2 項〕

⑭ 第 2 回以降期日

- ・ 期日手数料の納付〔費用規程 6 条〕
- ・ 続行となる場合は、手続実施者又は調停管理者が次回調停期日の日程を調整〔手続実施規程 24 条 2 項〕

⑮ 調停の終了

【合意成立】

- ・ 調停合意書の作成〔手続実施規程 28 条〕
- ・ 合意成立手数料の納付〔費用規程 7 条〕

【当事者による終了】

- ・ 申込人による取下げ〔手続実施規程 29 条〕
- ・ 相手方の離脱〔手続実施規程 30 条〕

【手続実施者による終了】

- ・ 和解が成立する見込みがない場合〔手続実施規程 31 条〕
- ・ その他〔手続実施規程 32 条〕